

令和 8 年 10 月 1 日
横 浜 税 関

**国際観光旅客税法施行令等に基づく
税関官署の管轄及び税関官署の長に委任する税関長の権限の範囲等について**

国際観光旅客税法施行令（平成 30 年政令第 161 号）第 8 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項並びに消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 18 条の 6 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項並びに租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 46 条の 8 の 7 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項の規定に基づく、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署（以下「税関官署」という。）の管轄並びに税関官署の長に委任する税関長の権限の範囲等について、「国際観光旅客税法施行令等に基づく税関官署の管轄及び税関官署の長に委任する税関長の権限の範囲等について（令和 8 年総掲示第 120 号）」による公告の内容を含めた現行のものは下記のとおりです。

記

- 1 国際観光旅客税法施行令第 8 条第 1 項第 2 号、消費税法施行令第 18 条の 6 第 1 項第 2 号及び租税特別措置法施行令第 46 条の 8 の 7 第 1 項第 2 号に規定する税関長が指定する税関支署監視署は、横須賀税関支署三崎監視署とする。
- 2 税関官署の管轄は、別表の管轄区域によるものとする。
- 3 次に掲げる税関出張所及び税関支署出張所の長については、国際観光旅客税法施行令第 8 条第 1 項第 2 号、消費税法施行令第 18 条の 6 第 1 項第 2 号及び租税特別措置法施行令第 46 条の 8 の 7 第 1 項第 2 号に掲げる権限を委任しないこととする。
 - (1) 鹿島税関支署つくば出張所
 - (2) 横浜税関宇都宮出張所
 - (3) 千葉税関支署船橋市川出張所
 - (4) 千葉税関支署姉崎出張所
 - (5) 横浜税関大黒埠頭出張所
 - (6) 横浜税関本牧埠頭出張所
 - (7) 横浜税関国際園芸博覧会出張所
 - (8) 横浜税関川崎外郵出張所

別表 税関官署の管轄

税関官署名	管轄区域
仙台塩釜税関支署 石巻出張所	宮城県のうち 石巻市並びに東松島市のうちあおい一丁目から三丁目まで、赤井、大塩、大曲、小松、みそら一丁目、みそら二丁目及び矢本並びに牡鹿郡
仙台塩釜税関支署 気仙沼出張所	宮城県のうち 気仙沼市及び本吉郡
小名浜税関支署 相馬出張所	福島県のうち 相馬市、南相馬市及び相馬郡
小名浜税関支署 福島空港出張所	福島県のうち 須賀川市及び石川郡玉川村のうち、福島空港
鹿島税関支署 日立出張所	茨城県のうち 水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市及び那珂市並びに東茨城郡のうち大洗町及び城里町、那珂郡及び久慈郡
鹿島税関支署 つくば出張所	茨城県のうち 土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市及び小美玉市（百里飛行場を除く。）並びに東茨城郡のうち茨城町、稲敷郡のうち阿見町、結城郡、猿島郡及び北相馬郡
鹿島税関支署 茨城空港出張所	茨城県小美玉市のうち 百里飛行場
横浜税関 宇都宮出張所	栃木県
千葉税関支署 船橋市川出張所	千葉県のうち 市川市（原木及び原木一丁目から原木四丁目までを除く。）、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市及び浦安市
千葉税関支署 木更津出張所	千葉県のうち 館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市及び南房総市並びに安房郡

千葉税関支署 姉崎出張所	千葉県のうち 市原市のうち、五井海岸、五井南海岸、千種海岸、姉崎海岸、岩崎、岩崎西1丁目、玉前、玉前西1丁目から玉前西3丁目まで、出津西1丁目、松ヶ島、松ヶ島1丁目及び松ヶ島2丁目、松ヶ島西1丁目、青柳、青柳1丁目から青柳3丁目まで、青柳北1丁目から青柳北4丁目まで、今津朝山及び千種1丁目から千種7丁目まで並びに袖ヶ浦市
横浜税関 大黒埠頭出張所	神奈川県のうち 横浜市鶴見区（川崎税関支署の管轄に属する地域を除く。）
横浜税関 本牧埠頭出張所	神奈川県のうち 横浜市中区のうち、新山下一丁目から新山下三丁目まで、本牧ふ頭、錦町、かもめ町、豊浦町（1番、1番2及び13番を除く。）、南本牧、本牧十二天、本牧原、本牧宮原、本牧元町、本牧大里町及び本牧三之谷
横浜税関 国際園芸博覧会出張所	神奈川県のうち 横浜市旭区及び瀬谷区のうち、2027年国際園芸博覧会会場
横浜税関 川崎外郵便出張所	神奈川県川崎市川崎区東扇島のうち 郵便法（昭和22年法律第165号）第2条に規定する者が国際郵便の業務を行う事業所内
横須賀税関支署 三崎監視署	神奈川県のうち 三浦市